

# 河内長野市立千代田小学校PTA規約

## 第一章 名 称

第 1 条 本会は、河内長野市立千代田小学校PTAと称する。

## 第二章 目的及び活動

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教職員になるように努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活環境をよくする。
- 3 会員がお互いの教養を高め、親睦を図る。
- 4 その他の目的を遂げるための必要な活動をする。

## 第三章 方 針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、専ら営利を目的とする行為は行わない。
- 3 本会、または本会の役員名で公私の選挙候補を推薦しない。
- 4 学校の人事、その他の管理には干渉しない。

## 第四章 会 員

第 5 条 (1) 本会の会員となることができるのは、次のとおりである。

イ、本校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者。

ロ、本校の教職員。

ハ、本会の趣旨に賛同するもの。

(2) 但し、ハに該当する者の入会は、運営委員会の承認を受けるものとする。

第 6 条 本会への入会及び退会について

(1) 入学もしくは転入時に入会の同意を得ることにより、卒業もしくは転出時まで会員とする。

(2) 特段の理由がある場合については、退会を申し出ることができる。

第 7 条 (1) 本会の会員は、会費を納めるものとする。

(2) 会費は、1家庭月額200円とする。

(3) 会費は、「河内長野市立千代田小学校PTAの事務に関する委任契約書」を作成し、学校と委任契約を締結することにより、保護者の同意を得て学校徴収金と同時に徴収する。

(4) 会員の退会が月途中であっても日割り返金は行わない。

(5) 退会後は会費に対し一切の権利を有さない。

第 8 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

## 第五章 個人情報について

第9条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「千代田小学校個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第六章 経 理

第10条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第11条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第12条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わることを原則とする。

## 第七章 役 員

第14条 (1) 本会の役員は次のとおりである。

会長	1名	副会長	1名ないし2名
市給食理事担当役員	1名	市子育て部会担当役員	1名
書記・会計	1名	家庭教育委員担当役員	1名
保健委員担当役員	1名	広報委員担当役員	1名
学級委員担当役員	1名	地区委員担当役員	2名
顧問	若干名		

(2) 役員は他の役員・会計監査をかねることはできない。

第15条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長

イ：総会及び運営委員会を招集し会務を司る。

(2) 副会長

会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(3) 書記・会計

イ：総会及び運営委員会の議事、並びに本会の活動に関する重要事項を記録する。

ロ：記録・通信その他の書類を保管する。

ハ：総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

ニ：定期総会の都度、会計報告をする。

ホ：年度はじめの総会において前年度会計の決算を報告する。

(4) 家庭教育委員担当役員

家庭教育委員会を運営し、その活動を運営委員会で報告する。

(5) 保健委員担当役員

保健委員会を運営し、その活動を運営委員会で報告する。

(6) 広報委員担当役員

広報委員会を運営し、その活動を運営委員会で報告する。

(7) 学級委員担当役員

学級委員会を運営し、その活動を運営委員会で報告する。

(8) 地区委員担当役員

地区委員会を運営し、その活動を運営委員会で報告する。

第16条 役員は、総会の承認を得て決定する。推薦の方法については、細則に定める。

第17条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。但し、同一役員の職にあることが連続4年を超えてはならない。

## 第八章 会計監査委員

### 第18条

- (1) 本会の経理を監査するため2名の監査委員を置く。
- (2) 会計監査委員は役員が推薦し、総会の承認を経て選出する。
- (3) 会計監査委員は、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

## 第九章 顧問

第19条 本会に、顧問を若干名を委嘱することができる。

## 第十章 総会

### 第20条

- (1) 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- (2) 定期総会は、年1回以上とする。
- (3) 臨時総会は、運営委員が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の賛成があったとき開催する。
- (4) 総会は、全会員の5分の1以上の出席をもって成立する。
- (5) 総会の議決は、出席者の過半数で決める。
- (6) やむを得ない事情で、総会を開くことができない場合は、運営委員会をもって総会に代えることができる。但し、この場合は、次期総会で承認されなければならない。

## 第十一章 運営委員会

### 第21条

- (1) 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、構成は次のとおりとする。  
・役員 ・校長、教頭
- (2) 運営委員会は、各委員会との連絡調整を図り、総会に提出する議案を調整する。
- (3) 運営委員会は、毎月1回開催することを原則とする。また、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。
- (4) 運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席で成立する。
- (5) 運営委員会での議事は、出席者の過半数で決める。

### 第22条 削除

## 第十二章 学級委員会

### 第23条

- (1) 学級委員の選出は、学年始めに各学級の保護者の互選により選出し、本人の承諾を得る。
- (2) 学級委員は、担任と保護者との連絡と対話が円滑に行われるように努める。
- (3) 学級委員は、下記の委員会等を担当する。

- イ：学年代表（各学年1名）
- ロ：家庭教育委員
- ハ：保健委員
- ニ：広報委員
- ホ：行事委員

(4) 学級委員が学年、学級にとらわれず保護者間の連帯を深め、組織的に活動するため、各学年代表による学級委員代表者会をおく。

### 第十三章 地区委員会

#### 第24条

- (1) 地区委員は、それぞれの地区より選出され、会長の承認を得る。
- (2) 地区委員は、各地区の状況を把握し、学校との連携を密にしながら、地区における児童の健全育成・事故防止等に努める。
- (3) 地区委員は、地区別保護者会を運営する。
- (4) 地区委員の定数は、家庭数により各地区で定める。
- (5) 地区委員が地区毎の隔差がなく、組織的に活動するため、地区委員ブロック代表者会をおく。
- (6) 各ブロックの代表者は、互選により決定する。

### 第十四章 規約改正

#### 第25条

- (1) この規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。
- (2) 急遽規約を改正する必要があるが生じた場合、年度途中であっても運営委員会の2/3以上の賛成を得て改正でき、次回の総会で報告するものとする。

### 第26条から第42条 削除

### 第十五章 補 則

第43条 本規約は、平成21年5月20日より実施する。

○本規約は、一部改正により、平成25年5月17日より実施する

○本規約は、第四章の第6条、第7条(2)から(5)、第五章第9条、第十四章第25条(2)を令和元年5月10日に追加改正する。

第四章第7条(3)、第五章第9条、第十四章第25条(2)について令和元年5月10日より施行し、第四章第6条と第7条(2)(4)(5)について、令和2年4月1日より施行する。

○本規約は、第七章の第14条(1)を令和2年6月19日に追加改正する。

○本規約は、第七章の第14条(1)、第15条を令和3年5月14日に一部改正し、令和4年4月1日より施行する。

○本規約は、第七章の第14条(1)を令和6年3月3日に一部を改正し、令和6年4月1日より施行する。

第十六章 細 則  
第 1 条

- (1) 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
- (2) 運営委員会は、細則を制定し、または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 2 条 役員候補の推薦については、次のように行う。

- (1) 会長・副会長  
イ：立候補を募る。  
ロ：立候補がない場合、役員が担当して、全地区から推薦する。
- (2) その他の役員について  
イ：各ブロックから 1 名推薦する。(E・Fは2ブロックで1名推薦する。)  
ロ：地区委員が担当して、次年度の役員候補を推薦する。  
ハ：各ブロックが担当する役員は下記の通りとする。
- (3) ブロックについては、必要に応じて検討する。
- (4) P T Aの役員(参考：下の本部役員分担表)をした場合、6年間、役員と他の委員を免除とする。(平成29年度以降の役員に適用)

◎本部役員分担表

地区名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A：鳴尾A／ディオフェルティ	地区委員A担当役員	市給食理事担当役員	保健委員担当役員
B：鳴尾B	市給食理事担当役員	保健委員担当役員	学級委員担当役員
C：柳風台A／B／塩谷	保健委員担当役員	学級委員担当役員	地区委員B担当役員
D：木戸A	学級委員担当役員	地区委員B担当役員	市子育て部会担当役員
E：木戸B	地区委員B担当役員	市子育て部会担当役員	書記・会計
F：本郷・駅前・コモド			
G：木戸C／市西	市子育て部会担当役員	書記・会計	家庭教育委員担当役員
H：市東A／B	書記・会計	家庭教育委員担当役員	広報委員担当役員
I：南海A／B／C／D／扇町／南海市町	家庭教育委員担当役員	広報委員担当役員	地区委員A担当役員
J：・向野A／B（アメニティ）汐ノ宮	広報委員担当役員	地区委員A担当役員	市給食理事担当役員

第 3 条 各委員会の職務と選出については、次のとおりとする。

- (1) 家庭教育委員会（学級委員より選出）
- ・会員の教養の向上と親睦を図る。
  - ・人権を尊重するための啓発に努める。
- (2) 保健委員会（学級委員より選出）
- ・会員の保健意識の向上に努め学校保健の充実に努力する。

- ・会員の体力の増強と親睦を図る。
- (3) 広報委員会 (学級委員より選出)
- ・ P T A ニュース等を発行し広報活動を行う。
- (4) 行事委員 (学級委員より選出)
- ・ 学校行事・地域行事の運営に協力する。
  - ・ 学級委員会の活動で、学年代表の補佐をする。
- (5) 旧交通委員と旧環境委員の職務は、地区委員会で引き継ぐ。
- ・ 児童をとりまく環境整備に努める。
  - ・ 児童及び会員の交通安全教育の普及を図る。
  - ・ 通学路の点検及び交通指導をする。